

優良乳用牛導入支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、県内酪農生産基盤の強化を図るため、優良な乳用雌牛（初妊牛）の導入に対して支援を行い、県内の乳用雌牛群の改良を推進し、酪農生産基盤の強化を図ることを目的として実施する優良乳用牛導入支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定める。

(事業実施)

第2 事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）及びこの要領に定めるところとする。

(事業の内容)

第3 別に定める優良乳用牛導入実施基準に従い、乳用後継牛として初妊牛を購入し、乳用雌牛群の改良推進の意欲を有する者に乳用牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する事業に対して助成する。

(事業実施主体)

第4 事業実施主体は、熊本県酪農業協同組合連合会とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5 事業の実施に要する経費及び補助率は別表1のとおりとし、県は予算の範囲内において補助する。

(事業実施計画の承認申請)

第6 県団体は、要項第3条の事業実施計画承認申請書を県知事に提出し、その承認を受けるものとする。この場合においては、別記第1号様式に規定する事業実施計画書を添付するものとする。

(補助金等の交付申請)

第7 県団体が要項第6条第2項の補助金の交付申請に添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第8 交付要項第9条の承認申請書は、別記第2号様式のとおりとする。

(実績報告)

第9 要項第13条第2項の事業実績書の様式は、別記第1号様式を準用する。

附 則

本要領は平成26年4月1日から施行する。

優良乳用牛導入実施基準

第1 事業実施主体

優良乳用牛導入支援事業を実施する事業実施主体は、次の要件を満たすこと。

- 1 当該対象事業の実施規程を策定するとともに、導入家畜の管理台帳その他必要な書類を整備し、円滑に事業を実施すること。
- 2 当該対象事業実施計画に基づき的確に乳用後継牛を導入すること。
- 3 生乳計画生産対策に即した生乳出荷計画を作成し、導入対象者に対し、乳用牛の飼養管理、乳用牛群の整備等についての指導を継続して行うこと。

第2 導入対象者

熊本県内で酪農経営を営むものであって、能力の高い優良な乳用雌牛（初妊牛）の導入により、乳用雌牛群の改良推進や高品質生乳生産の意欲を有する者。

第3 事業対象家畜

1 対象家畜

導入対象となる家畜は、繁殖の用に供する初妊牛（ホルスタイン種）とし、社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録規程に基づく登録牛若しくは登録申請中のもので、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 対象家畜の父牛が、2010年以降に独立行政法人家畜改良センターが公表している総合指数（NTP）上位40位以内の国産種雄牛であること
- (2) 対象家畜の父牛が、2010年以降に米国及びカナダのホルスタイン協会が公表している体型能力指数（TPI）又は生涯収益指数（LPI）上位100位以内の海外種雄牛であること
- (3) 事業実施主体が乳牛の改良上、特に必要と認めた乳牛であること

2 導入対象者からの返納に係る家畜

事業実施主体は、第6の2の(1)の契約に基づき家畜を返納された場合、当該家畜の当初導入時における貸付期間の残余の期間、別の者に貸し付ける。

ただし、返納された家畜を、特別な事情により再度貸付けすることが困難となった場合、事業実施主体は県知事の承認を受け、当該家畜を売却処分することができる。

第4 導入頭数

導入対象者当たりの導入頭数は、導入対象者の飼養技術、労働力、飼料基盤等を勘案し、合理的な飼養が可能な頭数とする。

第5 貸付期間

導入家畜の貸付期間は、貸し付けた日から起算して3年以上とする。

第6 対象事業の実施

1 事業の申請及び家畜の導入

- (1) 家畜の貸付けを受けようとする者は、別記第3号様式により、所属する農協長等を経て事業実施主体の長に申請する。
- (2) 事業実施主体は、事業実施区域の乳用牛の飼養実態に即した導入対象者選定基準を定め(1)の申請に係る畜産経営計画書の内容を審査のうえ、的確に導入対象者の選定を行い、事業効果を高めることに留意すること。
- (3) 事業実施主体は、(1)の申請をした者のうち、(2)で選定した導入対象者に係る導入家畜を購入する。
- (4) 事業実施主体は、導入した乳用後継牛の導入対象者への引渡し時において第3の事項について確認を行う。

2 契約等

- (1) 事業実施主体は、対象事業の実施に当たっては、対象家畜を貸し付けるために導入対象者と次に掲げる事項を内容とする契約を締結する。
 - ア 導入対象者は、貸付期間中善良な管理者の注意をもって飼養管理に当たること。
 - イ 導入対象者は、導入家畜を家畜共済に付すことにより債務の履行に万全を期すとともに、家畜保健衛生所の指導等により導入家畜の伝染病等の予防のための注射等を行うこと。
 - ウ 導入対象者は、貸付期間中における導入家畜の飼養管理費を負担するものとし、その果実は導入対象者に帰属すること。
 - エ 導入対象者は、畜産経営計画書の飼養計画の達成に努めなければならない。
 - オ 事業実施主体は、貸付期間が満了したときは、導入家畜を導入対象者に譲渡すること。
 - カ 導入対象者は、譲渡を受けたときは、遅滞なく次に掲げる額に消費税等相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。)を加算して得た額を事業実施主体に納付すること。
 - (ア) 導入家畜の購入価格と購入等に要した諸経費との合計額からこれらに係る補助金を差し引いて得た額及びその得た額に対する導入家畜を引き渡したときから譲渡したときまでの金利相当額を合算して得た額。
 - (イ) クにより返納された家畜を、導入を受けることができる者に当該家畜の当初導入時における貸付期間の残余の期間貸し付けた場合にあつては、当該家畜の購入価格と購入等に要した諸経費との合計額からこれらに係る補助金を差し引いて得た額及びその得た額に対する当初貸付者に引渡した日から譲渡したときまでの金利相当額を合算して得た額。
- キ 導入対象者は、借受期間中の第2年度目に、事業実施主体に対し譲渡価格の3分の1を納付することとし、残り3分の2は期間満了時に納付する。

ただし、事業実施主体と導入対象者との間において、譲渡時の一括納付又はその他の納付方法について貸付契約時に協議し、相互に了解を得たものについては、この限りでない。
- ク 事業実施主体は、貸付期間中に次の事態が生じたときは契約を解除するとともに、

導入対象者は導入家畜を事業実施主体の指示に従って返納すること。

- (ア) 導入対象者がこの契約に従わない場合であって、事業実施主体が導入対象者に導入家畜の飼養管理を継続させることが適当でないとき。
- (イ) 導入対象者が疾病にかかった場合等であって、事業実施主体が導入対象者に導入家畜の飼養管理を継続させることが困難であると認めるとき。
- (ウ) 導入対象者が畜産経営計画の飼養計画の達成を著しく怠っていると認めるとき。

ケ 損害賠償等について、次に掲げる事項を明らかにすること。

- (ア) 導入家畜が貸付期間中に盗難、失そう、疾病、死亡、その他重大な事故にあった場合において、当該事故が導入対象者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、導入対象者はその損害を賠償しなければならないこと。
- (イ) 導入家畜の事故についての賠償責任の有無の判断は、通常の飼養管理を判断基準とすること。
- (ウ) 損害賠償の基準は、おおむね次のとおりとする。

a 事故が導入対象者の故意又は重大な過失により生じたとき認められる場合

P 1 + P 2 に相当する額

P 1 : 当該事故に係る導入家畜の購入価格と購入等に要した諸経費の合計額（以下この(1)において「購入相当額」という。）から当該家畜の残存価格に相当する額（その額が購入相当額を上回るときは購入相当額）を差し引いて得た額

P 2 : 当該事故に係る導入家畜の引渡し等の日から当該事故につき報告のあった日までの日数に応じ、当該家畜の購入相当額につき年利10.95パーセントで計算して得た額

b 上記以外の過失による場合

購入相当額から補助金相当額を控除して得た額に事故に係る家畜の引渡し等の日から当該事故につき報告のあった日までの当該額についての金利相当額を加えた額（以下「金利相当加算額」という。）から当該家畜の残存価格に相当する金額（その金額が金利相当加算額を上回るときは、金利相当加算額）を差し引いて得た額。

コ 廃用処分について、次に掲げる事項を明らかにすること。

- (ア) 事業実施主体は、貸付期間中に導入家畜を事故等により廃用処分した場合において、当該事故が導入対象者の故意又は重大な過失による場合を除き、次に掲げる額を導入対象者に交付することができる。
- a 消費税等相当額を除く廃用処分量から、当該導入家畜の購入相当額から補助金を差し引いて得た額及びその得た額に対する導入家畜の引渡し等をしたときから廃用処分したときまでの金利相当額を合算して得た額を差し引いて得た額。
- (イ) 廃用処分の認定は、導入家畜を疾病その他重大な事故により廃用する場合やその他繁殖能力が著しく劣っている場合等につき農業共済組合の認定を受けること。

ただし、農業共済組合の認定対象外となる繁殖障害等については、獣医師の

診断書をもって、これに代えることができる。

サ 導入対象者は、導入家畜の貸付期間中に次のいずれかの事態が生じた場合には、遅滞なくその旨を対象事業実施主体に通知しなければならない。

(ア) 導入家畜が盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故にあったとき。

(イ) 導入対象者が疾病に係る等、飼養管理を継続することが不可能となったとき。

(ウ) 導入対象者が農業労働力又は経営農用地等の面積の変動により畜産経営計画書に掲げた乳用雌牛頭数の飼養が困難となったとき。

3 導入対象者の家畜飼養状況の把握等

(1) 事業実施主体は、導入家畜の管理台帳を備え、導入家畜に関する登録証明書、記録、その他必要な書類の整備、導入対象者台帳の整備及び導入対象者の家畜飼養状況の把握を行うこと。

(2) 事業実施主体は、この事業の円滑な実施を図るため、市町村、農業団体、各広域本部地域振興局、県央広域本部熊本農政事務所、家畜保健衛生所等との密接な連携を図り、導入対象者の選定を適切に行うとともに、畜産経営計画書の飼養計画の達成を図られるよう導入対象者に対する飼養技術指導、営農指導等を的確に行うこと。

第7 補助金の返還

事業実施主体は、導入対象者から契約に基づき損害賠償があった場合又は家畜の購入費のうち補助金に相当する額の返還が必要になった場合には、県の指示に従い県に納付すること。

第8 その他

事業実施主体は、事業の実施に当たり農業近代化資金の活用に努めるものとする。

附 則

本実施基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表1

補助事業者等	補助対象経費	補助率等	備考
熊本県酪農業協同組合連合会	初妊牛（ホルスタイン種）の購入費	定額 43,000円以内/頭	